

## 有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について

## ＜検査の結果の概要及び所見＞

## 1 FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況について

防衛装備品の選定結果の公表内容を確認したところ、対象の2防衛装備品に係る代替案分析は行われていたものの、その具体的な内容や比較検討した防衛装備品は公表されていなかった。

所見:防衛装備品の特性に応じて調達方法を適切に選定するとともに、調達方法の選定を含む防衛装備品の選定過程について、適切に説明責任を果たしていくこと

## 2 FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況について

武器輸出管理法上、契約管理費については、互恵的な協定等を合衆国政府と締結することにより減免を受けることができるが、日本は協定等を締結していないため減免を受けていない。

所見:FMS調達に係る契約額の増加に伴って手数料の負担額も増加することに鑑み、契約管理費の減免を受けることにより契約額を低減する余地がないか検討すること

## 3 FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況について

平成29年度末時点で出荷予定時期を経過したケースの件数及び未精算額は653件、1417億余円、このうち未納入ケースの件数及び未精算額は85件、349億余円となっていた。また、精算に係る目標時期経過ケースの件数は25年度から29年度にかけて180件から280件と年々増加し、未精算額は26年度を除いて520億余円から622億余円の500億円を超える規模で推移していた。

所見:出荷予定時期を経過しても防衛装備品等が納入されないケースについて、部隊等の運用に支障を来さないよう、出荷促進を行うなど合衆国政府と引き続き調整を行うこと。また、防衛装備品等の納入の完了から長期にわたり精算が未完了となっているケース等について、ケースごとに精算等が遅延している理由を分析するなどした上で、合衆国政府に計算書の送付を促進するなどして、引き続き未精算額を減少させるよう努めること

## 4 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況について

新精算方式による精算の実施状況について、25年度にLOAを取り交わして29年度末時点で精算完了又は手続中のケースの納入の完了から最終計算書受領までの経過年数等を確認したところ、3割以上のケースで新精算方式の目標である納入の完了後2年を経過していた。

所見:新精算方式による精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き精算促進を行うこと